

亀山市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月5日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

栄町自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前 名越 平

亀山市栄町1502番地4

変更後 川戸 重吉

亀山市栄町1488番地210

(2) 主たる事務所の所在地

変更前 亀山市栄町1487番地64

変更後 亀山市栄町1487番地96

(3) 規約に定める解散の事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項に於いて準用する第68条第1項第3号、及び第4号並びに第2項の規定に依り解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定に於いて準用する

2 総会の議決に基づいて解散する場合には、全会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 変更の年月日

令和8年4月19日

4 変更の理由

(1) 代表者の氏名及び住所

自治会長が交代したため

(2) 主たる事務所の所在地

自治会運営の実情と合わせるとともに適正な運用を図るため

(3) 規約に定める解散の事由

地方自治法の一部改正による